

公 告

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長
竹 内 浩 之

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品 名	規 格	単 位	数 量
自家用電気工作物保安管理役務	仕様書のとおり	式	1

(2) 履行場所

仕様書のとおり

(3) 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 入札参加資格

- (1) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格の資格審査結果通知書を受けた者のうち、「役務の提供等」でD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(入札参加時においては、令和4・5・6年度の競争参加資格を受けており、令和7・8・9年度も引き続き資格を申請して認められることを前提とする。申請の結果、規定の資格を有しない場合には入札参加は無効となる。)

- (2) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者。

- (3) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中でない者(協力者を含む)。

- (4) 暴力団対策法により指定された団体又はその関係者でない者。

- (5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

- (6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合にはこの限りでない。

3 契約条項

談合等の不正行為に関する条項、暴力団排除に関する特約条項

4 契約条項を示す場所

自衛隊埼玉地方協力本部本部総務課事務室

5 競争入札を執行する場所及び日時

- (1) 場 所 自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室

- (2) 入札日時 令和7年2月25日(火) 14時00分

6 落札決定方法

- (1) 総額とし、予定価格の範囲内をもって判定する。

- (2) 入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

7 入札書に記載すべき事項

「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

8 入札保証金

- (1) 入札保証金 : 免除 (ただし、落札者が契約を結ばないときは、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。)
- (2) 契約保証金 : 免除 (ただし、契約者がその義務を履行しないときは、契約金額の100分の10を違約金として徴収する。)

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札金額が明瞭でない場合及び入札者が誰であるか識別しがたい場合
- (3) 入札に関する条件に違反した場合

10 契約書の作成の有無

契約金額が50万円以上の場合は請書を、150万円以上の場合は契約書を作成する。

11 その他

- (1) 入札参加希望者は令和7年2月13日(木) 16時00分までに下記の連絡先へ一報すること。
- (2) 郵便等による入札については、令和 7 年 2 月 21 日 16 時 00 分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記すること。
なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (3) 初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札は次のとおりとする。
 - (ア) 場 所 自衛隊埼玉地方協力本部3階会議室
 - (イ) 入札日時 令和 7 年 3 月 4 日 (火) 14 時 00 分
- (4) 郵便等による再度入札について令和 7 年 3 月 3 日 16 時 00 分まで必着とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名、入札日時、件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記すること。
なお、事前に郵送等により入札する旨の連絡をし、発送者の責により到着を確認するものとする。
- (5) 電報・電話等による入札は認めない。
- (6) 入札に参加する者は、資格決定通知書の写しを2月19日(水)13時までに提出すること。
- (7) 入札に参加する者は、市価調査を2月19日(水)13時までに提出すること(PDF等での提出も可)。
- (8) 代表者以外での入札については、入札までに委任状を提出すること。
- (9) 入札及び契約事項についての問い合わせ先

自衛隊埼玉地方協力本部 総務課会計班 小河

TEL048-831-6043

仕様書等についての問い合わせ先

自衛隊埼玉地方協力本部 総務課管理班 清水

TEL048-831-6043

調達要求番号：

自衛隊埼玉地方協力本部仕様書			
物品番号		仕様書番号	
自家用電気工作物保安管理役務		第 一 号	
	作 成	令和	年 月 日
	変 更	令和	年 月 日
	作成部隊等名	自衛隊埼玉地方協力本部	

1 適用範囲

この仕様書は、浦和地方合同庁舎において実施する自家用電気工作物保安管理役務（以下「役務」という。）について規定する。

2 一般事項

- a) この役務は、この仕様書によるほか国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書及び同解説」（最新版）（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施するものとする。
- b) 契約相手方は仕様書及び現地において、相違、疑義、あるいは不明な点が生じた場合は、監督官等と協議しその指示に従うものとする。
- c) この役務実施に際し、本仕様書に明記なき事項についても施行上当然処置すべき事項は、契約相手方の負担で実施するものとする。
- d) 安全に十分注意し、危険防止のための措置を講ずるとともに、各工程において安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるとともに、安全管理を徹底すること。
- e) この役務実施に際し、機器及び施設等を汚破損した場合は、速やかに監督官等へ通報するとともに、契約相手方の責任により原形に復旧するものとする。
- f) 契約相手方は完了検査合格後、この役務の不備によるとみられる不具合の発生について、1年間その責を負うものとする。
- g) この役務実施に際し、許可された場所以外の無断立入は禁止とする。
- h) この役務実施に当たっては契約担当官等の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- i) 契約相手方は、従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。

3 役務に関する要求

3.1 役務の内容

浦和地方合同庁舎の自家用電気工作物保安管理を実施する。

なお、実施内容、実施項目及び実施時期については表 1 による。

表 1

実施内容	実施項目	実施月												回数
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
月次保守点検	別紙第 1	○		○		○		○		○		○		6
遠隔監視保守点検			○		○		○		○		○		○	6
年次保守点検						○ ※								1
受電設備清掃作業 (硝子研磨剤使用)	清掃					○ ※								1
臨時点検	点検	必要の都度												
事故対応	事故対処	発生の都度												

※実施時期は当月を基準とするも、細部は監督官等との調整による。

3.1.1 役務における指導・助言等

- a) 電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項があるときは、必要な指導、助言を行うこと。
- b) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、官側若しくは東京電力株式会社等より通知を受けたとき又は点検の際に発見したときは、応急処置を指導して事故原因の探究に協力し、再発防止につき、とるべき措置を指導、助言し、必要に応じて精密検査を行うとともに電気事業法第 106 条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告の作成及び手続きの指導を行うこと。
- c) 電気事業法第 107 号第 2 項に規定する立入検査の立会いを行うこと。
保安管理役務等のうち、前項以外の役務は、次の各号に掲げるものとし、その都度行う。
- d) この仕様書における電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの指導を行うこと。
- e) この仕様書における電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- f) この契約にいう電気工作物の設置又は変更の工事について、官側の通知を受けて、「自家用電気工作物の保安管理役務仕様書」に定めるところにより、工事中の点検を行い、必要な指導、助言を行うこと。
- g) 前各項のほか、官側の申し出又は点検の際に、この契約にいう電気工作物の工事、維持及び運用について、官側の保安規定にかかる保安確保に関して指導、助言又は協議を行う。

3.1.2 契約相手方への通知

官側は、次の各号に掲げる場合は、その具体的内容をただちに契約相手方に通知するものとする。

- a) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合
- b) 経済産業大臣が電気関係法令に基づいて検査を行う場合
- c) 電気工作物の保安に関する書類を経済産業大臣に提出する場合

- d) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施行する場合及び工事が完成した場合
- e) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対し電気工作物の保安に関する必要な事項を教育し、又は演習訓練を行う場合
- f) 平常時及び事故その他異常時における運転操作について定める場合
- g) 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保することができる体制を整備する場合
- h) 責任分界又は需要設備の構内を変更する場合
- i) 電気の保安に関する組織を変更する場合
- j) 業種、代表者、事業場の名称又は所在地に変更があった場合
- k) 相続等により契約に基づく権利義務の継承があった場合
- l) 電気を供給する者との契約電力を変更する場合
- m) 絶縁監視装置（電話連絡方式）が警報を発した場合
- n) その他必要な場合

3.1.3 契約相手方から官側への通知

契約相手方は、次の各項に掲げる事項を官側に通知するものとする。

- a) 執務時間内における契約相手方への連絡方法
- b) 執務時間外における契約相手方への連絡方法
- c) その他必要な事項

3.1.4 連絡責任者等

- a) 官側は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して契約相手方と連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を契約相手方に通知するものとする。
- b) 官側は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を契約相手方に通知するものとする。
- c) 官側は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに契約相手方に通知するものとする。
- d) 官側は、連絡責任者又はその代務者を、契約相手方の行う保安管理役務等に立会わせるものとする。

3.1.5 実施日程等

契約相手方は、原則として、月次点検は平日・年次点検は土日祝日の契約相手方の執務時間に役務を実施するものとし、あらかじめ官側に対して実施予定日を次のとおり通知するものとする。

- a) 月次点検は実施予定日の2週間前まで
- b) 年次点検は実施予定日の1ヶ月前まで
- c) 官側は、前項の実施予定日を尊重し、これに協力するものとする。ただし、やむを得ない理由により、日程の変更を必要とする場合は、官側契約相手方協議のうえ、新たな日程を定めるものとする。

3.1.6 絶縁監視装置の設置等

- a) 官側の低圧電気工作物の絶縁状態を監視する装置（以下「絶縁監視装置」という。）は契約相手方が設置するものとする。
- b) 官側は、契約相手方が絶縁監視装置を設置する場所の提供、電話回線等の既存の施設の利用について便宜を供するものとする。

- c) 絶縁監視装置及び設置工事に要する費用は、原則として契約相手方の負担によるものとする。
- d) 絶縁監視装置の保守は契約相手方が行うものとし、その費用は、契約相手方が負担するものとする。
- e) 官側は、契約相手方の絶縁監視装置を無断で移設、取外し、修理等を行わないものとする。
- f) 絶縁監視装置の警報を、官側の加入電話回線を利用して、契約相手方の事業所に自動通報する場合の電話料は、官側の負担とするものとする。

3.1.7 絶縁監視装置の撤去

契約相手方は、役務終了に伴い不要となった場合は、絶縁監視装置を撤去するものとする。

3.1.8 その他

この契約に定めていない事項については、官側の保安規定によるものとする。

3.2 機器諸元

受電設備の諸元については、表 2 による。

表 2

項 目	諸元等
容 量	1 7 5 キロボトルアンペア
受 電 電 圧	6 , 6 0 0 ボルト
業 種	事務所

3.3 消耗品及び材料

この役務に必要な消耗品及び材料は、全て契約相手方の負担とする。

3.4 実施者

- a) 契約相手方は、保安全管理役務等を実施する者（以下「検査員」という。）には、電気主任技術者免状の交付を受けている者をあてるものとする。
- b) 検査員は、必要に応じて補助者を同行し、保安全管理役務等の実施を補佐させることができるものとする。

3.5 場 所

埼玉県さいたま市浦和区常盤 4 - 1 1 - 1 5 浦和地方合同庁舎

4 検 査

本仕様書に基づく検査を受けるものとし、手直し作業があった場合は、速やかに手直し作業を実施し、契約担当官等の検査を受けること。

5 その他の指示

5.1 提出書類

提出書類は表 3 による。

表 3

番号	種類	様式	数量	提出時期
1	保守点検項目表	別紙第 1	各 1 部	契約完了後
2	開始届	別紙第 2		
3	現場代理人等指名・変更通知書	別紙第 3		
4	現場代理人略歴書	別紙第 4		
5	日程表	別紙第 5		
6	完了届	別紙第 6		各点検終了後
7	保守点検表、その他必要とする書類	様式自由		

5.2 部品交換

対象物品の機能を正常な状態に回復させるため、破損又は使用不能となった部分を交換する必要がある場合は、契約担当官等と協議してその部分の部品を交換するものとし、その代金については、別途官側に請求できるものとする。

5.3 電力

官側は、役務に必要な電力を無償で供給する。

5.4 備品等の整備

官側は、契約相手方と協議のうえ、官側の負担において電気工作物の保安管理に必要な書類、図面、備品、消耗品等を整備するものとする。

5.5 記録の保存

契約相手方が実施した保安管理役務等の結果の記録等は、官側契約相手方双方において 3 年間保存するものとする。

5.6 協力及び義務

- a) 官側は、契約相手方が保安管理役務等の実施にあたり、契約相手方が指導、助言した事項又は契約相手方と協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。
- b) 契約相手方は保安管理役務等を誠実に行うものとする。
- c) 契約相手方は、保安管理役務等の遂行上、必要がある場合には、官側の電気保安に関する書類、図面及び記録等の確認を行い、必要な措置について協議するものとする。

5.7 事業場内の立ち入り等

契約相手方は、保安管理役務等を行うため必要に応じて、官側の事業場内に立ち入ることができるものとする。この場合において、契約相手方は、官側の服務規律を尊重するものとする。

保守点検項目表

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検
受 電 設 備	区分開閉器 (引込線等、架空電線、支持物ケーブル)	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
		継電器との連動試験		○
		保護継電器作動特性試験		○
	断路器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	遮断器 開閉器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
		動作点検		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	電力ヒューズ	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	計器用変成器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	変圧器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
		漏えい電流測定	○	
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
	電力用コンデンサ及びリアクトル	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	避雷器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	母線	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	その他の高圧機器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	配電盤 制御回路	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
		保護継電器動作特性試験		○
		継電器と遮断器との連動試験		○
		計器校正試験		○
		電圧、負荷電流測定	○	

電気工作物		点検項目	月次点検	年次点検
受電設備	受電設備の建物・室、 キュービクルの金属箱	外観点検	○	
	接地装置	外観点検	○	
		接地抵抗測定		○
配電設備	配電線路（架空電線、支持物 ケーブル）	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
	断路器、遮断機、開閉器、 変圧器、計器用変成器、電力用コンデンサ、その他高圧機器	外観点検	○	
		絶縁診断測定		○
		内部点検		○
		絶縁油の点検・試験		○
蓄電池装置	遮断機 開閉器 配電盤 制御装置等	継電器と連動試験		○
		保護継電器動作特性試験		○
		制御装置試験		○
		その他	受電設備に準ずる	
負荷設備	本体	外観点検	○	
		液量点検	○	
		電圧・比重測定		○
		液温測定		○
	充電装置 付属装置 接地装置	外観点検	○	
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
	配線、配線器具、その他の機器、接地装置	外観点検	○	
		絶縁抵抗測定		○
		接地抵抗測定		○
		絶縁監視	常 時	

開始届様式

開 始 届

1 件 名 :

2 金 額 :

3 工 期 : 令和 年 月 日
 令和 年 月 日

4 開始年月日 : 令和 年 月 日

上記のとおり開始しましたので、お届けします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長

竹 内 浩 之 殿

請負者住所

会 社 名

氏 名

印

- ※1 枠内をA4縦で作成する。
2 氏名欄は、社印を押印する。

現場代理人等指名・変更通知書様式

現場代理人等指名・変更通知書

件 名：

現場代理人等氏名	種 別	備 考

上記のとおり現場代理人等を指名・変更したので、略歴書を添えて通知します。

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長

竹 内 浩 之 殿

請負者住所

会 社 名

代表者氏名

印

意 見

上記内容について問題なし。

令和 年 月 日

- ※1 枠内をA4縦で作成する。
2 氏名欄は、社印を押印する。

現場代理人略歴書様式

現 場 代 理 人 略 歴 書

1 氏名及び生年月日：

2 現 住 所：

3 職 歴（純粹に本役務に従事した職種及び地位を最新のものと記入）

4 そ の 他（本役務に関連した有資格事項を記入）

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

現場代理人氏名

印

- ※1 枠内をA4縦で作成する。
2 氏名欄は、社印を押印する。

完了届様式

完了届

令和 年 月 日

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長 殿

住所
氏 名 印

下記作業は、令和 年 月 日完了いたしましたのでお届けいたします。

記

1 契 約 名

2 作 業 場 所

3 契約年月日

4 契 約 納 期

5 実施年月日

※1 枠内をA4縦で作成する。
2 氏名欄は、会社名及び代表者名を記載するとともに、社印を押印する。

市 価 調 査 表

件 名 : 自家用電気工作物保安管理役務

品 名	規 格	単位	数 量	単 価	金 額	備 考
自家用電気工作物保安管理役務	仕様書のとおり	式	1			
	以 下 余 白					
合 計						(別途消費税)

納 期 令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

納 入 場 所 浦和地方合同庁舎

見 積 条 件 当社通常価格

見積条件及び契約条項承諾のうえ見積致しました。

住 所

氏 名

入 札 書
見 積 書

金額 ￥

品 名	規 格	単 位	数 量	単 価	金 額
自家用電気工作物保安全管理役務	仕様書のとおり	式	1		
	以 下	余	白		
合 計					
納 入 場 所	浦和地方合同庁舎		納 期	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日	
入札（契約）保証金	免 除	入札―（見積）―書有効期間			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。

また、当社は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。

令和7年2月25日

分任契約担当官
自衛隊埼玉地方協力本部長
竹内 浩之 殿

住 所
会 社 名
代表者名
印